様式第5号(第11条関係）

出雲市母子家庭等高等職業訓練促進給付金資格取消通知書

第　　　　　　　号

　 　　　　　　　 　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　様

　　　 出雲市長　　 　　　　　　 　　印

　　　　　年　　月　　日付けで届出のありました出雲市母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届に基づき、下記のとおり支給資格を取り消しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 取消理由 |  |
| 取消期間 | 年　　　　月分から　　　　　　年　　　　月分まで |

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。